

国民健康保険システム標準化 検討・課題事項一覧

令和7年8月19日 現在

No.	対応 状況	発生日	起票元	資料	懸案・課題	状況・回答	調整担当	完了日	備考
12	仕掛	R7.3.21	令和6年度 第4回検討 会	給付管理機能 の実装要否に ついて	令和5年度に実施した国保標準仕様書【第1.2版】の検討において、給付管理機能について、国保標準仕様書に示した機能を利用せずに標準化対象外システムにて対応している市区町村が存在することが想定されるため、このような市区町村においては当該機能を実装しなくてもよいものとする規定を追加するかについて議論した結果、当該機能を国保システムに実装しない場合、機能別連携仕様に沿った他システムとのデータ連携ができなくなること等が懸念されることから、規定の追加は見送り、継続検討事項としていたところ。 給付管理機能を国保システムに実装せず、システム外（Excel等）で対応している団体から「現行システムで給付管理機能を実装していないが、次期システムでも、給付管理機能を実装しなくても、標準準拠システムとしてよいか」といった照会があり、厚労省国保課、デジタル庁との調整を行った結果、「Excel管理している等、利用団体がシステム化不要と判断した場合かつ提供事業者によって当該機能を構築しない対応（非活性化等）が可能な場合においては必ずしもシステム化する必要はない。」という方針が整理されたため、改めて検討会にお諮りし、全国意見照会を実施したうえで、仕様書への反映を行うかを検討する必要がある。	【6/11】 厚労省国保課、デジタル庁との調整を行った結果、「Excel管理している等、利用団体がシステム化不要と判断した場合かつ提供事業者によって当該機能を構築しない対応（非活性化等）が可能な場合においては必ずしもシステム化する必要はない。」という方針が整理されたことから、国保標準仕様書において規定している給付機能については、「市区町村がシステム化不要と判断し、かつ国民健康保険システムを提供するベンダによって給付管理機能を構築しない対応（非活性化等も含む）が可能な場合においては必ずしも国民健康保険システムに実装する必要はない。」旨を本紙に記載する方針（案）について、本WTにてご意見をいただき、その結果を踏まえて対応を行うこととする。 【6/25】 第1回合同WTにてお示しした本紙の記載案について、国保標準仕様書【第1.5版】（案）に反映した。 【8/7】 国保標準仕様書【第1.5版】（案）に反映して全国意見照会のご意見を取り込み済み。第2回検討会において最終承認後、クローズ予定。 【8/19】 第2回検討会において最終承認後、クローズする。	事務局		
13	未着手	R7.6.11	令和7年度 第1回合同 WT	高額介護合算 療養費の支給 手続き簡素化 について	令和4年度地方分権改革に関する提案募集での提案事項をうけ、高額介護合算療養費の支給申請手続きの簡素化が可能となる見込みであることから、国保標準仕様書への反映を検討する必要がある。	【6/11】 機能要件の整理にあたっては、国保総合システム等との連携仕様や、申請書の帳票レイアウト等について、介護及び後期との調整を行う必要があるが、現時点においても継続して検討が行われている状況である。 このような状況を鑑み、国保標準仕様書への取り込みについては【第1.6版】（令和8年1月公開予定）にて行う予定。 【6/25】 国保標準仕様書への取り込みについては【第1.6版】（令和8年1月公開予定）にて行う予定とする。	事務局		
14	未着手	R7.8.7	令和7年度 第2回合同 WT	生活保護シス テムとの連携機 能について	国保標準仕様書及び機能別連携仕様において、生活保護システムから生活保護受給者の情報を連携する機能は規定されていないが、「国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について（保発0120第7号令和5年1月20日）」の省令により、世帯主による喪失の届出は省略可能と示されていることから、生活保護受給情報の連携が必要ではないかといった市区町村からの問合せを受けて、要件追加の検討を行う必要がある。	【8/7】 生活保護システムから国保システムへの生活保護受給者情報の連携について、生活保護システム標準化検討会事務局に確認したところ、令和8年1月末の改版にて連携機能の追加が可能である旨の回答をいただいたため、国保標準仕様書について令和8年1月末の改版において機能要件を追加することに加え、デジタル庁に対しデータ要件・連携要件に追加いただくよう依頼する方向で検討する。	事務局		
15	未着手	R7.8.19	令和7年度 第2回合同 WT	標準化期限後 における適合基 準日の考え方 について	（別紙2）機能・帳票要件において実装必須機能に対し規定している適合基準日について、標準化期限（令和8年4月1日）後に制度施行を迎える制度改正対応に係る機能の適合基準日は制度施行日とすることとしているが、各市町村における当該機能の国保システムへの適用は事前検証等の都合により制度施行日後となるケースも想定されることから、制度施行日以降に機能追加とする場合でも経過措置の申請等の対応が不要となるよう、適合基準日の考え方について検討を行う必要がある。	【8/19】 デジタル庁と調整を行ったうえで、制度施行日以降に機能追加とする場合でも経過措置の申請等の対応が不要となるよう、【第1.6版】（令和8年1月公開）以降の検討において適合基準日の記載を見直すこととする。 なお、【第1.6版】（令和8年1月公開）においては、令和8年4月1日に制度施行を迎える「子ども・子育て支援金対応」に係る実装必須機能について見直しを行う。	事務局		